

## 第一種貨物利用運送事業の登録申請（国内航空）

航空貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受ける必要があります（法3条（登録））。申請にあたっては、下記の規定をご参照の上、書類等を作成又は添付し、国土交通大臣あてに申請して下さい。

### （1）第一種貨物利用運送事業登録申請

#### 貨物利用運送事業法

- 第3条第1項 第一種貨物利用運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。
- 第4条第1項 前条第1項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 第2号 主たる事務所その他の営業所の名称及び所在地
- 第3号 事業の経営上使用する商号があるときはその商号
- 第4号 利用運送に係る運送機関の種類、利用運送の区域又は区間及び業務の範囲

#### 貨物利用運送事業法施行規則

##### （登録の申請）

- 第4条第1項 法第4条第1項の規定により第一種貨物利用運送事業の登録を申請しようとする者は、同項各号に掲げる事項を記載した第一種貨物利用運送事業登録申請書を提出しなければならない。

### （2）添付書類

#### 貨物利用運送事業法

- 第4条第2項 前項の申請書には、事業の計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

#### 貨物利用運送事業法施行規則

##### （登録の申請）

- 第4条第2項 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 第1号 次に掲げる事項を記載した事業の計画
- イ 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要
  - ロ 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設の概要
  - ハ その他事業の計画の内容として必要な事項
- 第2号 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し
- 第3号 貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類（貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類を含む。）
- 第4号 既存の法人にあっては、次に掲げる書類
- イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - ロ 最近の事業年度における貸借対照表
  - ハ 役員又は社員の名簿及び履歴書

- 第5号 法人を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類
- イ 定款（商法（明治32年法律第48号）第167条及びその準用規定により認証を必要とする場合にあっては、認証のある定款）又は寄附行為の謄本

- ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
  - ハ 設立しようとする法人が株式会社である場合にあっては、株式の引受けの状況及び見込みを記載した書類
- 第6号 個人にあっては、次に掲げる書類
- イ 財産に関する調書
  - ロ 戸籍抄本
  - ハ 履歴書
- 第7号 法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない旨を証する書類

### （3）登録の拒否要件

- 第6条第1項 国土交通大臣は、第4条の規定による登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。
- 第1号 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 第2号 第一種貨物利用運送事業の登録又は第二種貨物利用運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 第3号 申請前二年以内に貨物利用運送事業に関し不正な行為をした者
- 第4号 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの
- 第5号 船舶運航事業者若しくは航空運送事業者が本邦と外国との間において行う貨物の運送（以下「国際貨物運送」という。）又は航空運送事業者が行う本邦内の各地間において発着する貨物の運送（以下「国内貨物運送」という。）に係る第一種貨物利用運送事業を営もうとする者であつて、次に掲げる者に該当するもの
- イ 日本国籍を有しない者
  - ロ 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
  - ハ 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
  - ニ 法人であつて、イからハまでに掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の上三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの
- 第6号 その事業に必要と認められる国土交通省令で定める施設を有しない者
- 第7号 その事業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

#### 貨物利用運送事業法施行規則

##### （事業に必要な施設）

- 第6条 法第6条第1項第6号の国土交通省令で定める施設は、次のとおりとする。
- 第1号 第一種貨物利用運送事業を遂行するために必要な事務所その他の営業所
- 第2号 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、第一種貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設

##### （財産的基礎）

- 第7条 法第6条第1項第7号の国土交通省令で定める基準は、次条に定めるところにより算定した資産額（以下「基準資産額」という。）が三百万円以上であることとする。

- 第8条第1項 基準資産額は、第4条第2項第4号ロ又は同項第6号イに掲げる貸借対照表

又は財産に関する調書（以下「基準資産表」という。）に計上された資産（創業費その他の繰延資産及び営業権を除く。以下同じ。）の総額から当該基準資産表に計上された負債の総額に相当する金額を控除した額とする。

第8条第2項 前項の場合において、資産又は負債の評価額が基準資産表に計上された価格と異なることが明確であるときは、当該資産又は負債の価額は、その評価額によって計算するものとする。

第8条第3項 第1項の規定にかかわらず、前二項の規定により算定される額に増減があったことが明確であるときは、当該増減後の額を基準資産額とする。

#### (4) 申請方法

国内航空第一種事業登録申請は、国土交通大臣あてに申請書を作成し、必要な書類を添付の上、国土交通省総合政策局国際物流課に申請してください。この場合、郵送により申請することもできます。

##### ★郵送による受付については、以下の点にご留意下さい

- ①あて先には、国内航空利用運送担当と明記して下さい。
- ②書留等配達を証明する郵便で送付願います。
- ③受理印を捺した申請書の控えの返送を希望される方は、申請書（控え）及び必要な金額の切手を貼付した返信用封筒を同封して下さい。
- ④申請について、修正等が必要となる場合、申請内容に疑問点がある場合には、来庁していただく場合もあります。

#### (5) その他

- ・国内航空に係る第一種貨物利用運送事業の登録を受ける場合、「国内航空貨物代理店」である必要があります。
- ・事業の計画について、他の利用運送機関の種類に係る第一種貨物利用運送事業等も併せて申請する場合は、利用運送機関の種類毎に別葉にして申請してください。
- ・貨物利用運送事業については国土交通省ホームページでもご覧いただけます。  
<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05400.html>
- ・外国人（以下参照）による国内航空の登録（許可も同じ）は出来ません。

#### ○外国人の定義

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
- ③ 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
- ④ 法人であって、①～③までに掲げる者が、
  - ・その代表者であるもの 又は
  - ・これらの者がその役員<sup>1</sup>の1/3以上 若しくは
  - ・議決権の1/3以上 を占めるもの

※よくある例として、日本の会社法に基づき設立された法人であっても、代表者が外国人、役員<sup>1</sup>の1/3以上が外国人、出資者（議決権）の1/3以上が外国（法）人のいずれかに該当する場合は、外国人となります。

### ■許認可申請書関係書類 作成上の注意

1. 【申請書】（様式1）、【事業の計画】（様式2）

2. 【添付書類】

- (1) 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し
  - ・国内航空貨物代理店契約書（写）
 注）申請時において契約が締結されていない場合には、契約書（案）に代えることができます。この場合、登録日までに（新設法人の場合は、会社設立後速やかに）契約書の写しを提出すること。
- (2) 貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類
  - ・営業所の見取図、平面図（※）
  - ・営業所について都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（様式3）
  - ・営業所の使用権原を証する書面（※）
    - a. 所有の場合：土地建物の登記簿謄本
    - b. 賃貸の場合：賃貸借契約書（写）
  - 貨物の保管体制を必要とする場合
    - ・保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類（様式5）
    - ・見取図、平面図（※）
    - ・使用権原を証する書類（※）
      - a. 所有の場合：土地建物の登記簿謄本
      - b. 賃貸の場合：賃貸借契約書（写）
    - ・基幹保管施設以外の保管施設について、適切な規模、構造及び設備を有するものであることを証する書類（様式6）
- (3) 定款及び登記簿の謄本
  - a. 既存法人…定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
  - b. 新規法人…定款または寄附行為の謄本
- (4) 貸借対照表
  - a. 既存法人…直近事業年度における貸借対照表
  - b. 新規法人…設立しようとする法人が株式会社または有限会社である場合にあっては、株式の引受または出資の状況及び見込みを記載した書類
  - c. 個人の場合…財産に関する調書
 注）過去3カ年分の貸借対照表及び損益計算書を添付してください。  
注）損益計算書については貨物利用運送事業法施行規則第19条第2項の規定に基づき、添付を省略することができます。

国内航空一種事業を行うにあたり、以下の条件を満たしていることが必要です。  
・財産的基礎（純資産\*300万円以上）を有していること。

\*純資産＝総資産－創業費その他の繰延資産・営業権－総負債

- (5) 役員名簿及び履歴書
  - a. 既存法人…役員または社員の名簿（様式7）及び履歴書（様式8）
  - b. 新規法人…発起人、社員または設立者の名簿（様式7）及び履歴書（様式8）
  - c. 個人の場合…戸籍謄本、履歴書
- (6) 欠格事由に該当しない旨の宣誓書（様式9）

注：使用権原を有することを証する書類（様式4）を提出することにより（※）の書類について省略することができる。

3. 利用運送約款  
第一種利用運送事業の約款の認可申請（国内航空）を参照。

（様式1）

年 月 日

国土交通大臣  
〇〇 〇〇 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名（役職） \_\_\_\_\_ 印  
（担当者氏名： TEL： \_\_\_\_\_）  
（email： \_\_\_\_\_）

第一種貨物利用運送事業登録申請書

今般、第一種貨物利用運送事業（航空貨物運送）の登録を受けたいので、貨物利用運送事業法第4条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
代表者氏名（役職） \_\_\_\_\_
2. 主たる事務所その他の営業所の名称及び位置  
別紙「事業の計画」のとおり
3. 事業の経営上使用する称号があるときはその称号  
別紙「事業の計画」のとおり
4. 利用運送に係る運送機関の種類、利用運送の区域又は区間及び業務の範囲  
別紙「事業の計画」のとおり

(様式2)

## 別紙

## 事業の計画

## 1. 利用運送に係る運送機関の種類

航空貨物運送

## 2. 利用運送の区間

仕立地	仕向地
東京	福岡(*)
大阪	沖縄(*)

(\*) 包括記載も可能 (例) : 全国の各空港

## 3. 主たる事務所の名称及び位置

名称	位置
〇〇株式会社	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3

## 4. 営業所の名称及び位置

営業所	位置
〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
△△△営業所	△△△県△△△市△△△4-5-6

## 5. 業務の範囲

国内運送に係る〇〇事業

## 6. 保管施設の概要

保管施設名	住所	所有賃借別	面積	棟数
〇〇営業所内	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	所有	00.00m <sup>2</sup>	1
△△営業所内	△△県△△市△△4-5-6	賃貸	00.00m <sup>2</sup>	1

## 1. 「航空貨物運送」と記載。

- 他の運送機関に係る第一種貨物利用運送事業も行う場合は、併記。  
なお、この場合、他の運送機関の利用運送に関しては、別業の事業の計画として作成。

## 2. 利用運送の区間

- 仕立地及び仕向地とも空港名または都市名を記載。
- 仕向地については、記載例にあるように包括記載も可能。

## 3. 本社（航空貨物利用運送業務を統括する事務所が別にある場合は、その統括する事務所）の名称及び所在地を記載。

## 4. 航空貨物利用運送事業に係る営業所の一覧を記載。

- 記載する営業所は、航空貨物運送に係る第一種貨物利用運送を行う支店、営業所に限る。  
※添付書類：所有、賃借の裏付け書類（土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書（写）・見取図、平面図（使用権原を有することを証する書類（様式4）をもって省略可）、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（様式3））

## 5. 国内運送に係る「一般混載事業」又は「宅配便事業」と記載

## 6. 保管施設の概要を記載。

- 自社で所有または賃貸借契約を結んでいる保管施設（倉庫、上屋等）を記載。  
なお、附属設備については、盗難防止装置、火災防止装置等を記載。（例）施錠、火災報知器  
※添付書類：保管施設の概要（様式5）  
所有、賃借の裏付け書類（土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書（写）・見取図、平面図（使用権原を有することを証する書類（様式4）をもって省略可）、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（様式3））
- 自社において保管施設がない場合は、保管施設を有しない理由を記載。  
（例）貨物の保管については、〇〇倉庫（株）に委託  
※添付書類：保管業務の業務委託契約書（写）

【国内航空第一種／新規登録申請】

8. 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要

①実運送事業者

運送事業者	住 所	備 考
〇〇航空(株)	△県△△市△4-5-6	

②利用運送事業者

運送事業者	住 所	備 考
〇〇〇〇(株)	△県△△市△4-5-6	

【国内航空第一種／新規登録申請】

8. 利用する実運送事業者又は航空利用運送事業者を記載。

①例：航空会社の名称及び住所を記載。

〇〇航空、〇〇エアライン等の名称及び住所

\*添付書類：実運送 国内：国内航空貨物代理店契約書の写し（IATA航空貨物代理店契約書の写しでも可）

②は利用の利用運送事業を行う事業者のみに該当

\*添付書類：航空貨物利用運送事業者との業務提携契約書の写し

添付書類（様式3）

都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（記載例）

国土交通大臣  
〇〇 〇〇 殿

## 宣 誓 書

貨物利用運送事業法第4条第2項及び同法施行規則第4条第2項第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所<sup>(注)</sup>について、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名（役職） ④

（補足）

（注）上記「営業所」について、保管施設を保有する場合は、「営業所及び保管施設」と記載すること。

添付書類（様式4）

使用権原を有することを証する書類（記載例）

国土交通大臣  
〇〇 〇〇 殿

## 宣 誓 書

貨物利用運送事業法第4条第2項及び同法施行規則第4条第2項第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所<sup>(注)</sup>について、使用権原を有することを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名（役職） ④

（補足）

（注）上記「営業所」について、保管施設を保有する場合は、「営業所及び保管施設」と記載すること。

添付書類（様式5）

保管施設の概要（記載例）

保管施設名	延床面積	構造	附属設備
× × 営業所内	〇〇㎡	鉄骨	
〇 〇 営業所内	△△㎡	鉄骨	

- ① 構造は、鉄骨、木造等の区分を記載すること。
- ② 冷蔵倉庫等特殊な保安施設についてはその旨、注記すること。
- ③ 附属設備の欄には、盗難防止装置、火災防止装置等について記載すること。

添付書類（様式6）

基幹保管施設以外の保管施設について、適切な規模、構造及び設備を有するものであることを証する書類（記載例）

国土交通大臣  
〇〇 〇〇 殿

# 宣 誓 書

貨物利用運送事業法第4条第2項、同法施行規則第4条第2項第1号ロ及び第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、基幹保管施設以外の保管施設について、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設であり、貨物利用運送事業を遂行する上で適切な規模、構造及び設備を有するものであることを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名（役職）



### 役員名簿

〇〇〇〇株式会社

役 職	氏 名	住 所

### 履 歴 書

本籍地 ○○○○○○○○○○○○  
 現住所 ○○○○○○○○○○○○

氏 名 ○ ○ ○ ○  
 生年月日 ○ ○ ○ ○ ○ ○

**学 歴**  
 ○○年○月 ……卒業

**職 歴**  
 ○○年○月 ……  
 ○○年○月 ……  
 ○○年○月 ……  
 現在に至る

団体（公職）歴  
 ○○年○月 ……  
 ……

**賞 罰**  
 ……

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

（注）必ず現職の就任年月日を記載して下さい。

添付書類（様式9）

欠格事由に該当しない旨の宣誓書(記載例)

国土交通大臣  
〇〇 〇〇 殿

現住所  
氏名 〇 〇 〇 〇  
生年月日 昭和 年 月 日

## 宣 誓 書

貨物利用運送事業法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

氏名 〇 〇 〇 〇 印（個人印）

- (注1) 申請時における全役員の宣誓書を添付する。  
(注2) 新規法人の場合は、発起人、社員、または設立者の宣誓書を添付する。

## 第一種貨物利用運送事業の利用運送約款の認可申請（国内航空）

国内航空貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業を行おうとする者は、登録申請と併せて、利用運送約款の認可を国土交通大臣より受ける必要があります（法8条（利用運送約款））。申請にあたっては、下記の規定をご参照の上、書類等を作成又は添付し、国土交通大臣あてに申請して下さい。

### 1. 提出書類

- ① 利用運送約款設定認可申請書（様式10）
- ② 利用運送約款  
自社独自の約款を作成し、使用する場合には、その和訳（内容が英文と相違ない旨証明したものを）を添付願います。

（様式10）

約 款 （記載例）

年 月 日

国土交通大臣  
〇〇 〇〇 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名（役職） \_\_\_\_\_ 印

利用運送約款設定認可申請書

今般、利用運送約款の認可を受けたいので、貨物利用運送事業法第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
代表者氏名（役職） \_\_\_\_\_

2. 利用運送約款に係る利用運送機関の種類

第一種貨物利用運送事業（航空貨物運送）

3. 設定しようとする利用運送約款

別紙のとおり

## 【参考1】利用運送約款認可申請 関係法令

## 【参考】

## (1) 利用運送約款認可申請

## 貨物利用運送事業法

- 第8条第1項 第一種貨物利用運送事業者は、利用運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 第8条第2項 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によって、これをしなければならない。
- 第1号 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- 第2号 少なくとも貨物受取及び引渡し、運賃及び料金の收受並びに第一種貨物利用運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。
- 第8条第3項 国土交通大臣が標準利用運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、第一種貨物利用運送事業者が、標準利用運送約款と同一の利用運送約款を定め、又は現に定めている利用運送約款を標準利用運送約款と同一のものに変更したときは、その利用運送約款については、第1項の規定による認可を受けたものとみなす。

## 貨物利用運送事業法施行規則

## (利用運送約款の認可の申請)

- 第11条 法第8条第1項の規定により利用運送約款の設定又は変更の認可をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した利用運送約款設定（変更）認可申請書を提出しなければならない。
- 第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに登録番号
- 第2号 設定し、又は変更しようとする利用運送約款に係る利用運送機関の種類
- 第3号 設定し、又は変更しようとする利用運送約款（変更の認可の申請の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。）
- 第4号 変更の認可の申請の場合にあっては、変更を必要とする理由

## (2) 記載事項

## 貨物利用運送事業法施行規則

## (利用運送約款の記載事項)

- 第12条 法第8条第1項の利用運送約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 第1号 第一種貨物利用運送事業である旨及び利用運送機関の種類
- 第2号 運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項
- 第3号 利用運送の引受けに関する事項
- 第4号 受取、引渡し及び保管に関する事項
- 第5号 損害賠償その他責任に関する事項
- 第6号 その他利用運送約款の内容として必要な事項

## 国総貨復第194号（H15.3.18）

貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理方針等について

## 4. 約款について

## (1) 認可の処理について

法第8条及び法第26条の規定による利用運送約款の認可に当たっては、以下の点に留意の上、審査されたい。

- ① 施行規則第12条及び施行規則24条に規定される記載事項が明確に規定されていること。
- ② 運賃及び料金の收受、運送の引受け等について合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。
- ③ 損害賠償等に関し利用者との契約内容が不明確なものでないこと。
- ④ 利用運送約款では、利用者に対し運送責任を負う旨が規定されていること。また、当該運送約款について、当該利用運送に係る実運送事業者の負う運送責任と少なくとも同等のものであること。
- ⑤ 審査に当たっては、当該貨物利用運送事業に係る各運送機関の特性に配慮すること。また、宅配便、引越輸送等特殊な運送サービスについての独自の約款が申請された場合においては、当該サービスの特殊性に配慮のうえ、審査を行うこと。

## (2) 標準約款との関係

国土交通大臣が法第8条第3項及び法第26条第2項の規定に基づき標準利用運送約款を定めて公示したときは、貨物利用運送事業者は認可を受けないでこれを同一の約款を定めることができる。

## 国総貨復第197号（H15.3.18）

航空運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について

## 三 約款の認可の処理について

## 1 一般処理方針

航空運送に係る第一種貨物利用運送事業及び第二種貨物利用運送事業の約款の認可申請については、基本通達「4. 約款について」に照らして適切な処理をされたい。

なお、利用運送約款については、第一種貨物利用運送事業及び第二種貨物利用運送事業を行っている事業者については別々の約款を作することを要せず、1つの利用運送約款で各々の事業の責任引受等について記載されていればよいものとする。

## 3 国内運送の一般混載事業について

国内運送の一般混載事業に係る利用運送約款については、当課でモデル的に作成した「国内利用航空運送約款」、また、国内運送の宅配便事業に係る利用運送約款については、「利用運送事業者による宅配便制度研究会」が制定した「宅配便利用運送約款」（平成7年3月）と同一の利用運送約款を認可申請する場合は認可することとし、事業者の特殊な運送サービスについての独自の約款が申請された場合においては、利用者に対して不利な取扱いとならないよう配慮の上、事業者の提供するサービス内容によって、上記モデル約款の規定と規定ぶりの異なる部分については、当該サービス内容に照らして、適切か否か審査を行うこととする。

## 運賃及び料金の設定の届出（国内航空）

航空運送に係る貨物利用運送事業を行おうとする者は、**第一種貨物利用運送事業の登録をした後、運賃及び料金設定の届出をする必要があります。**運賃及び料金を新たに設定した場合、その日を基準日に30日以内に下記の書類を主たる事務所を所管する国土交通大臣までご提出してください。（運賃及び料金を変更した場合も同様です。）

### 1. 提出書類

①運賃料金設定(変更)届出書(様式11)

②基本運賃率表及び適用方法

以下及び関係法令(参考2)により基本運賃率表と運賃の適用方法を示した書類を作成し、運賃料金設定(変更)届出書に添付してください。

### 2. 届出のあて先及び提出先

国土交通大臣あてに本省政策統括官付複合物流(参事官)室までご提出ください。

### 3. 届出作成上の留意点

①運賃・料金届出の対象事業

②設定する運賃・料金

・設定する運賃・料金の種類及び額、適用方法についてそれぞれ作成して下さい。

③運賃・料金

④運賃・料金表

⑤適用方法

⑥附帯料金

・**貨物利用運送事業において発生する附帯業務に係る料金についても本届出の対象となります。**また、届出されている運賃・料金以外に新たなチャージを徴収する場合にも改めて届出を提出する必要があります。

(様式11)

## 運賃及び料金の設定(変更)届出書(記載例)

年 月 日

国土交通大臣  
〇〇 〇〇 殿

住 \_\_\_\_\_ 所 \_\_\_\_\_  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名(役職) \_\_\_\_\_ ㊟

## 運賃料金設定(変更)届出書

今般、運賃及び料金の設定(変更)を貨物利用運送事業等報告規則第3条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり届出致します。

### 記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
住 \_\_\_\_\_ 所 \_\_\_\_\_  
代表者氏名(役職) \_\_\_\_\_

2. 設定(変更)しようとする運賃及び料金を適用する利用運送事業の種類及び利用運送機関の種類

種別 第一種貨物利用運送事業  
種類 航空貨物運送

3. 設定(変更)する運賃及び料金の種類、額及び適用方法

別紙

4. 運賃及び料金を設定(変更)した日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

## 【参考 2】運賃及び料金の設定届出書 関係法令

報告規則 3 条（運賃及び料金の届出）

第 1 項 貨物利用運送事業者（内航運送又は貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業を営業者に限る。）は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後 30 日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定（変更）届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

第 1 号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

第 2 号 設定し、又は変更した運賃及び料金を適用した貨物利用運送事業の種別及び利用運送に係る運送機関の種類

第 3 号 設定し、又は変更した運賃及び料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合にあっては、新旧の対象を明示すること。）

第 4 号 設定又は変更の実施日

第 2 項 貨物利用運送事業者（前項に規定する者を除く。）は、運賃及び料金を定め又は変更したときには、運賃及び料金の設定又は変更後 30 日以内に、前項各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定（変更）届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第 3 項 海上運送法（昭和 2 4 年法律第 1 8 7 号）第 2 条第 6 項に規定する不定期航路事業（貨物の運送に係るものに限る。）を営む者が行う貨物の運送又は海上運送法施行規則（昭和 2 4 年運輸省令第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する外航貨物定期航路事業を営む者が行う同令第 2 1 条の 2 2 に掲げる貨物の運送若しくは同項に規定する内航貨物定期航路事業を営む者が行う同令第 2 1 条の 3 第 1 項に掲げる貨物の運送に係る利用運送を営む者は、前二項の規定にかかわらず、運賃料金設定（変更）届出書を提出しなくてもよい。

国総貨複第 2 0 1 号（H15. 3. 18）

貨物利用運送事業報告規則に基づく運賃料金設定（変更）届出書の取扱について

3 運賃及び料金の種類、適用方法について

運賃及び料金の種類、適用方法については以下に従い記載すること。

（1）共通事項

①貨物利用運送事業者が荷主から収受する運賃及び料金は、実運送事業者に支払う運賃及び料金の貨物利用運送事業者の取扱手数料（第二種貨物利用運送事業にあっては集積料を含むものとする。）を加算した額とする。

②運賃とする場合は、その範囲は必要最小限の幅とし、その幅を明示するものとする。必要最小限を超えると認められる場合は、割増又は割引運賃を設定することとする。

③運賃の割増・割引については、貨物の特性、サービスの形態等から割増・割引を行うことが適当と考えられるものであることとする。また、割増・割引の対象が明確にされていないこととする。

④附帯料金については、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て及び立替えその他の通常貨物利用運送事業に附帯する業務の料金とするが、その内容は利用者にとって分かりやすいものでなければならないものとする。また、附帯料金以外の実費についても、同様に、利用者にとってわかりやすいものでなければならないものとする。

（4）航空貨物運送

航空運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金は、国際一般混載、国際宅配便、国内一般混載及び国内宅配便とする。

①国際一般混載の運賃及び料金

国際航空運送部分に係る利用運送の運賃及び料金を仕立地における集貨料及び仕向地における配達料を加算したものとする。

この場合、仕立地における集貨料は、当該区域における航空貨物を地上運送する場合の運賃料金であり、仕向地における配達料は、当該仕向国のトラック運賃料金である。

②国際宅配便の運賃及び料金

国際宅配便とは、各種書類又は少量貨物等の運送について航空を利用した国際間の door to

door の輸送サービスで、特別の名称を付したものをいう。その運賃及び料金は、口数又は個数を単位とし、国際貨物利用航空混載運賃及び料金とは別に国際宅配便のみに対して適用する運賃制度として一貫した運賃及び料金としたものである。

③国内一般混載の運賃及び料金

運賃及び料金の構成については、国際一般混載の運賃及び料金と同様であるが、集貨・配達料は、ともに国内で航空貨物を地上運送する場合の運賃及び料金である。

④国内宅配便の運賃及び料金

国内宅配便とは、一ロ一個の貨物の運送について航空を利用した国内の door to door の輸送サービスで、特別の名称を付したものをいう。その運賃及び料金は原則として個建制とし、重量又は容積及び地帯に応じた確定額とする。重量区分又は容積区分及び地帯区分は、事業者の任意とするが、利用者にとって分かりやすいものでなければならないこととする。（地帯の範囲は例えば都道府県単位により明らかにさせることとする。）運賃の額は、貨物の重量又は容積、輸送距離及び所要時間に対応したものとする。